

平成27年8月10日(月)

保護者の皆様

難病医療費助成制度が大きく変わったのをご存知でしょうか。

難病法に基づく制度で対象となる疾病（指定難病）は、平成27年1月1日より従来の56疾病から110疾病となり、同年7月1日からは306疾病に拡大されました。

対象患者さんの住所地を管轄する保健所（大阪市は各区保健福祉センター、堺市・東大阪市は各保健センター）が申請の窓口です。

申請を検討されている方へのお知らせはこちらをごらんください。（大阪府のHPより）

↓

難病に係る新しい医療費助成制度（難病法に基づく制度）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/atarasiiryouthizyose/index.html>

難病の医療費助成制度 ～特定医療費（指定難病）支給認定の申請のご案内～

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/22654/00000000/osirase.pdf>